

## 平成27年度 第12回天塩町農業委員会総会議事録

招集年月日	平成28年 3月25日(金)		
招集場所	天塩町役場 3階委員会室		
開閉日時 及び宣告	開 会	平成28年 3月25日(金) 午前10時30分	
	議 長	会長 穴戸 栄一	
	閉 会	平成28年 3月25日(金) 午前10時50分	
	議 長	会長 穴戸 栄一	
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員  出席 10名 欠席 1名  (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名	出欠別
	1	満 保 豊	○
	2	谷 村 敏 彦	○
	3	奥 山 稔	○
	4	佐 藤 博 幸	●
	5	山 本 俊 栄	○
	6	吉 田 謙 司	○
	7	湯 澤 敏 孝	○
	8	鎌 田 英 樹	○
	9	安 川 和 範	○
	10	黒 川 益 毅	○
	11	穴 戸 栄 一	○
議事録署名委員		議席番号 3番 奥山 稔 5番 山本 俊栄	
職務のため議場に出席した者の職氏名		事務局長 鎌田 剛 事務局次長 橋田 仁司 総務係長 井上 剛 総務係主事 佐藤 健人	

平成 27 年度第 12 回天塩町農業委員会総会

議 長

ただ今の出席委員は 10 名であります。  
定数に達しておりますので、ただいまから平成 27 年度第 12 回天塩町農業委員会総会を開催します。

議 長

これから本日の会議を開きます。  
はじめに、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、議長において、  
3 番 奥山稔君、5 番 山本俊栄君を指名します。  
次に、会期決定の件を議題といたします。本総会の会期は本日一日間とした  
と思います。これにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。

議 長

それでは議事に入ります。

議 長

議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題と  
します。

議 長

この件につきましては、委員の案件でありますので、農業委員会法第 2 4  
条第 1 項の議事参与の制限に基づき、関係委員の退席を求めます。

議 長

事務局より内容の説明を求めます。

事務局

それでは、ただいま議題となりました議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規  
定による許可申請」につきまして内容をご説明申しあげます。

総括表に基づき説明申し上げます。2 ページをご覧ください。

整理番号 9 番につきましては 氏から 氏に使用貸借件の設定を  
するものです。

位置につきましては、3 ページから 4 ページをご覧ください。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご許可賜りますよう、お  
願い申し上げます。

議 長

議長 ただいま、事務局より説明のありました内容について質疑を行います。

満保委員

金額のところは何にも書いていないけど。

事務局

使用貸借ですので、無償貸付となります。

議 長  
全 員  
議 長  
議 長  
全 員  
議 長

他に質問はありませんか。  
質問なし。  
質問なしと認めます。  
お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。  
異議なし。  
異議なしと認めます。本件は原案のとおり許可されました。退席となっている関係委員は席にお戻り下さい。

議 長

次に議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。

議 長

事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項による許可申請について」ご説明申しあげます。

5 件ありますので、6 ページの許可申請一覧の順番で説明申し上げます。

それでは整理番号 8 番につきまして別記第 2 号様式 意見書の書式に基づいてご説明申しあげます。8 ページをご覧ください。

貸主は 氏、借主については、 となっております。土地については、字更岸 番 外 筆となっており、転用面積は、17,992.80 m<sup>2</sup> となっております。転用目的は砂採取で、工期は平成 28 年 4 月 28 日より平成 29 年 4 月 27 日となっております。一時転用であり採取後は農地に復元することとなっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります。3 年以内の一時転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。また申請区域内に宅地がありますが、申請者の所有であるため問題ないと考えます。資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

9 ページから 33 ページには申請書及び、図面等を添付しております。

次に整理番号 9 番につきまして別記第 2 号様式 意見書の書式に基づいてご説明申しあげます。 35 ページをご覧ください。

貸主は 氏、借主については、 となっております。土地については、字更岸 番 外 筆となっており、転用面積は、16,580.46 m<sup>2</sup> となっております。転用目的は砂採取で、工期は平成 28 年 4 月 28 日より平成 29 年 4 月 27 日となっております。一時転用であり採取後は農地に復元することとなっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります。3 年以内の一時転用で

あり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

36 ページから 59 ページには申請書及び、図面等を添付しております。

次に整理番号 10 番につきまして別記第 2 号様式 意見書の書式に基づいてご説明申しあげます。 61 ページをご覧ください。

貸主は 氏、借主については、 となっております。土地については、字更岸 番 となっております。なお、この土地につきましては、 氏の土地でしたが、2 月 2 日に死去しており、その後相続者 3 名で協議したところ、 氏に相続するとの合意書及び 3 名分の印鑑証明書、戸籍等の証明書等の提出がありましたので、 氏を申請者としたものです。

転用面積は、10,759.73 m<sup>2</sup>となっております。転用目的は砂採取で、工期は平成 28 年 4 月 11 日より平成 29 年 4 月 10 日となっております。一時転用であり採取後は農地に復元することとなっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります。3 年以内の一時転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。

資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

62 ページから 86 ページには申請書及び、図面等を添付しております。

次に整理番号 11 番につきまして別記第 2 号様式 意見書の書式に基づいてご説明申しあげます。88 ページをご覧ください。

貸主は 氏、借主については、 となっております。土地については、字川口 番 となっております。転用面積は、9,136.00 m<sup>2</sup>となっております。転用目的は砂採取で、工期は平成 28 年 4 月 23 日より平成 29 年 4 月 22 日となっております。一時転用であり採取後は農地に復元することとなっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります。3 年以内の一時転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況ですが、トーウツナイ川の河川管理者の許可証が添付されておりますので問題ないと考えます。資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

89 ページから 112 ページには申請書及び、図面等を添付しております。

事務局

次に整理番号 12 番につきまして別記第 2 号様式 意見書の書式に基づいてご説明申しあげます。113 ページをご覧ください。

貸主は 氏、借主については、 となっております。土地については、字更岸 番 となっております、転用面積は、10,934.26 m<sup>2</sup>となっております。転用目的は砂採取で、工期は平成 28 年 5 月 25 日より、平成 29 年 5 月 24 日となっております。一時転用であり採取後は農地に復元することとなっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります、3 年以内の一時転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。

資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

113 ページから 137 ページには申請書及び、図面等を添付しております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました内容について質疑を行います。

山本委員

さんの転用って去年もやってたよね。

事務局

去年採取していたところは、道路を挟んで反対側になります。

議 長

他に質問はありませんか。

議 長

質問なしと認めます。

議 長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議 長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議 長

以上で本総会に付された案件はすべて終了しました。

議 長

お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

議 長

以上をもちまして、平成 27 年度第 12 回天塩町農業委員会総会を閉会といたします。

平成 28 年 3 月 25 日

署名委員

( 3 番) 奥山 稔 (印)

( 5 番) 山本 俊栄 (印)